

第5章 市民協働のまちづくり事業への評価

市民協働のまちづくり事業は、様々な協働参加者による協働の相乗効果によって「個性溢れる魅力あるまち」としてのつくば市を実現していくことが目的です。そのためにも、事業完了後の評価は重要です。例えば、協働事業自己チェックシート（付属資料4・参考）の手法などを用いた事業の評価を行い、市民と行政が評価結果を冷静に見つめ直し、次への改善につなげることが大切です。

（1）目標共有とプロセスへの相互評価

市民協働のまちづくり事業を開始するにあたっては、事前に目標を協働のパートナーと共有し、事業後にどのような成果があり、どのような課題があったかなどを確認します。

また、協働のプロセスに関する評価として、市民協働の基本的考え方に照らして、良い協働の関係ができたかどうかを確認します。つくば市でも既に協働事業が行われていることは先に述べましたが、協働事業への取り組みは実績が浅く、今後の適切な評価について深めていくべき課題です。

（2）市民からの評価

市民協働のパートナーと行政が協働の評価を共有するだけでなく、市民や受益者からの客観的な評価も尊重することが必要です。

そのために、アンケートや参加率の変化など市民や受益者の評価を得るための方法を工夫し、協働の質を高めるとともに協働事業の信頼性・透明性の向上を図ります。

（3）意見交換の場を通じた評価

市民協働のパートナー同士が第三者の評価者を交えての意見交換の場を持ち、事業ごとの成果と課題を整理し、ノウハウを蓄積していくことにより、他の協働事業の手本ともなります。

協働事業の終了後には事業評価シートを双方で作成し、事業担当課とは別の市民協働の担当部署でも保管することにより、協働事業への取り組みを模索する部署への参考資料として活用できるシステムを検討します。



第6章 市民協働のまちづくりの体制づくり

このガイドラインは、つくば市における市民協働によるまちづくりに向けた飛躍の第一歩です。さらなる枠組みの整備と市民協働のまちづくりの前進によって、つくば市がすべての世代にとって「個性溢れた魅力あるまち」となることが何より大切だと考えています。今後この市民協働の体制を一層推し進めるために、以下のことを行います。

(1) 市民に分かりやすい市民協働の広報と市民協働ロードマップの作成

このガイドラインが市民の一人ひとり、市職員一人ひとりのものとなるためには、このガイドラインが分かりやすく広報されることがまず必要です。魅力的なイラストや協働のための仕組みが、分かりやすく整理されたフローチャートなどを用いて、市民協働ガイドラインの考え方を適切に広報していきます。

さらに、以下に述べていく市民協働の体制づくりの実現に向けた計画をロードマップの形で公表します。

(2) 行政の協働事業推進体制の整備

庁内連携のもとに、このガイドラインに基づく協働事業の実践・検証や具体的な推進施策に取り組むため、市民協働を積極的に推進する体制を整備します。

まず、市民協働のまちづくりにより多くの市民が気軽に参加できるように、市民協働の様々な分野に関して、どの分野にも対応する市民協働（ワンストップ）窓口を設置し、そこにコーディネート機能をもたせます。

また、協働事業は複数分野にわたって行われる場合が多く、現在の行政組織の形では連携関係が難しいため、各部署に市民協働推進担当者を配置し、庁内のネットワーク化を図り横断的な連絡調整機能の強化を目指します。

なお、全庁的に協働事業を推進するため職員研修の充実を図り意識向上を推進します。

(3) 市民協働のまちづくり環境整備：市民活動センター機能の充実

中間支援施設である市民活動センターの機能を充実し、センターを拠点として団体等のネットワーク化や情報交流などを通じて、効果的な支援策を講じるとともに、これまでの政策に加えて、コミュニティビジネスの創出などさらなる支援・環境の整備に努めます。

(4) 市民活動の支援

市民協働事業を活性化するためには、まず市民活動の活性化が重要です。そのためには市民一人ひとりが市民活動や市民協働を認知し、理解を深めることが不可欠です。具体的には、市民活動に関する様々な情報をホームページや広報紙等を活用し、広報啓発活動を通じた理解の増進を図ります。

市民が行う社会貢献活動時における総合的な賠償保険制度等の検討や市が所有する備品等についても一定のルールを定め、市民への貸し出しシステムを整備します。

また、市民や地域団体、NPO等を対象とした各種講習会や相談会等を、市民活動センターを拠点として積極的に開催し、スキルの向上および人材の養成を図り、市民活動のさらなる強化充実を目指します。

さらに、市民活動の財政的基盤を強化する新しい仕組みについても、積極的な検討を進めます。

(5) 市民協働のまちづくり事業提案制度の創設

市民の発想や手法を生かした提案をもとに、協働で事業を企画し立ち上げていくための提案制度を創設するとともに、相互理解のもとに目的を共有しスムーズに事業に取り組めるよう事業の目的や役割、費用、責任などを記述した協働協定書や職員向けの手引書などのマニュアル作成を進めます。

(6) 市民協働情報拠点^{注1}（プラットフォーム）の整備

市民や市民のつくる多様な組織（地域の諸団体、NPO・ボランティア、社会団体、大学・研究機関、企業・事業所）など、市民協働の数多くの担い手を横断する情報共有のための双方向的な情報拠点（プラットフォーム）を整備します。

この拠点は、インターネット上のものから、市民協働を推進するための協議会的な人の集まりまで多様な形が考えられます。現状の正確な認識のうえに、つくば市における市民協働によるまちづくりに向けた飛躍の（ガイドラインに続く）第二歩目として、このプラットフォームの整備を進めます。

(7) 市民協働による推進体制の整備

このガイドラインに基づき、具体的な施策や取り組みについての検討・評価等を行う（仮称）つくば市市民協働推進委員会を設置する必要があります。また、この委員会は行政と市民により構成され、必要に応じて広く市民の意見を聞きガイドラインの見直しに取り組むものとしします。



注1

ここでのプラットフォームとは、市民や地域に存在する市民のつくる多様な組織をネットワーク化し、ソフト面から総合的に社会貢献活動を支援する体制を意味します。